

| (改 正 案) | (現 行) |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">指定通院医療機関運営ガイドライン</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4. 通院中の対象者に関する留意事項等</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 通院処遇の改善に向けた<u>取組</u>への参画</p> <p>(4) (略)</p> <p>5、6 (略)</p> | <p style="text-align: center;">指定通院医療機関運営ガイドライン</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4. 通院中の対象者に関する留意事項等</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 通院処遇の改善に向けた<u>取組み</u>への参画</p> <p>(4) (略)</p> <p>5、6 (略)</p> |

| | |
|--|--|
| <p>1. はじめに</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本ガイドラインの目的</p> <p>○ 本ガイドラインは、指定通院医療機関が通院処遇ガイドラインを基本に通院処遇を行うことにより、本法第2条第3項の対象者の社会復帰に向けた<u>取組</u>の一翼を担う上で、指定通院医療機関の管理運営が本法の目的に沿って適切かつ円滑に行われるために、指定通院医療機関（病院・診療所）の管理職員、事務職員等が事務手続などを行う際に留意すべき事項を定めるものである。</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4. 通院中の対象者に関する留意事項等</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 通院処遇の改善に向けた取組への参画</p> <p>○ 本法における評価及び処遇・治療の効果を客観的に検証し、<u>改訂版共通評価項目</u>を含め、定期的な通院処遇ガイドラインの見直しに反映させるため、指定通院医療機関は、定められる様式以外にも、協力して評価・診察に関する様式や評価項目・方法に関し可能な範囲で統一を図り、厚生労働省等から求めがあった場合には、必要な情報を提供するほか、通院処遇の改善に向けた取組へ参画する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>5、6 (略)</p> | <p>1. はじめに</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本ガイドラインの目的</p> <p>○ 本ガイドラインは、指定通院医療機関が通院処遇ガイドラインを基本に通院処遇を行うことにより、本法第2条第3項の対象者の社会復帰に向けた<u>取組み</u>の一翼を担う上で、指定通院医療機関の管理運営が本法の目的に沿って適切かつ円滑に行われるために、指定通院医療機関（病院・診療所）の管理職員、事務職員等が事務手続などを行う際に留意すべき事項を定めるものである。</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4. 通院中の対象者に関する留意事項等</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 通院処遇の改善に向けた取組への参画</p> <p>○ 本法における評価及び処遇・治療の効果を客観的に検証し、<u>共通評価項目</u>を含め、定期的な通院処遇ガイドラインの見直しに反映させるため、指定通院医療機関は、定められる様式以外にも、協力して評価・診察に関する様式や評価項目・方法に関し可能な範囲で統一を図り、厚生労働省等から求めがあった場合には、必要な情報を提供するほか、通院処遇の改善に向けた取組へ参画する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>5、6 (略)</p> |
|--|--|